

施策項目 20

生涯学習・社会教育の振興

施策の方向性 ~10年後を見据えて~

- 道民が、生涯を通じて活躍することができるよう、必要な時に必要な知識・技能を身に付け成長し、他者と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、自らの可能性を最大限に伸長することのできる学習機会の充実に資する取組を支援するとともに、多様な人々が主体的に参画できる包摂的な社会の実現を目指すことにより、潜在能力を発揮できる環境整備を推進します。
- 社会教育の推進に向けた取組への援助や、地域に必要な生涯学習の機会創出を手がける社会教育主事\*、社会教育士\*などの人材の育成に努めるとともに、知事部局やNPO、大学、企業等の多様な主体との連携・協働により、地域創生の実現に向けた社会教育の振興を推進します。
- 子どもの豊かな人間性を育むため、学校や家庭、地域において、地域の特色を生かした多様な体験活動を意図的・計画的に創出します。

主な取組

- **生涯にわたる学習活動の推進**
  - ・ 道民カレッジ\*はもとより、社会人の学び直しや多様な背景を持つ人々のニーズに応じた学習機会の提供
  - ・ 住民個々のキャリア形成に応じて、学んだ成果を地域や社会で活かす仕組みづくりの支援
  - ・ オンラインによる効果的な学習や活動の方法についての調査研究及び普及啓発
- **社会的包摂の実現につながる取組の推進**
  - ・ 関係機関との連携による障がい者の学びのニーズや特性に応じた学びの機会の確保及び取組の支援
- **学びの活動をコーディネートする社会教育主事などの人材育成**
  - ・ 社会教育主事及び社会教育士を養成する社会教育主事講習の広域的な展開や資質・能力の向上を図る現職研修の充実
  - ・ 行政職員や教職員、民間事業者等を対象とした社会教育に関する研修機会の充実
- **多様な主体との連携・協働による地域の教育力の向上**
  - ・ 社会教育関係団体の活動、人材育成、組織マネジメント、方向性等に対する指導・助言の充実
  - ・ 公民館等の社会教育施設を拠点とした地域活性化や地域創生に向けた取組の支援
  - ・ ICT等の新しい技術を活用した学習活動の推進
- **地域の特色を生かした多様な体験活動の推進**
  - ・ 道立青少年体験活動支援施設ネイパルを核として地域の教育資源を活かした多様な体験活動の推進
  - ・ ホームページやSNS等を活用した体験活動の普及啓発の強化

## 関連する SDGs の目標



### Topics

#### 【家庭教育支援の推進】

○関係機関との緊密な連携により、保護者等に対して家庭教育に関する多様な学習プログラムや学習機会の提供を行うとともに、企業等と連携し、地域ぐるみで全ての教育の出発点である家庭の教育力の向上を図ることで、望ましい生活習慣や学習習慣を身に付けられるよう取組を推進します。

- ・家庭教育支援者同士のネットワークづくりの支援
- ・家庭教育サポート企業等制度の推進
- ・市町村における家庭教育支援チーム設置に向けた支援の推進

### Topics

#### 【読書活動の推進】

○北海道子ども読書活動推進計画を踏まえ、幼児からの発達段階に応じた読書習慣の確立に努めるとともに、市町村立図書館や学校図書館における読書環境の充実を図る取組を進めます。

- ・幼児期からの読書習慣確立に向けた取組の強化
- ・地域の住民や児童・生徒が利用しやすい図書館となるための運営支援の強化
- ・市町村立図書館や学校図書館に多くの地域住民が関わることのできる体制の充実



- ・オンラインによる効果的な学習や活動の方法の調査研究及び普及啓発
- ・ホームページや SNS 等を活用した体験活動の普及啓発の強化
- ・オンデマンドによる時間や場所を限定しない研修会の実施強化

### 【推進指標】

指標 <例示>	現状値	目標値
生涯学習の成果を活用している住民の割合		
社会教育主事を配置している市町村の割合		
障がい者の学習機会に関する実態把握をしている市町村の割合		
道立青少年体験活動支援施設の利用者数		
家庭教育サポート企業が教育委員会等と連携して家庭教育支援(子育て環境づくり等)を行う市町村の割合		
公立図書館の来館者数		



### 担当課 HP

#### ●社会教育主事

社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える社会教育法第9条の2に基づき都道府県及び市町村の教育委員会に配置されている専門的教育職員。

#### ●社会教育士

大学における社会教育に関する必要科目の単位を修得、又は文部科学省の社会教育主事講習を修了した者に付与される称号。

#### ●道民カレッジ

道民が自らの意思によって学び、自立した北海道の創造に寄与する人材を育成することを目的とした生涯学習の学びの場。

施策項目 21

安全・安心な教育環境の構築

施策の方向性 ～10年後を見据えて～

- 児童生徒等が災害や事故、犯罪等から身を守ることができるよう、自ら危険を予測して回避するための知識や行動を身に付けるなど危機対応能力、規範意識、社会貢献できる態度を育成するため、学校や家庭、地域、関係機関と連携したより効果的な防災教育、交通安全教育、防犯教育の充実を図ります。
- 児童生徒等が安心して学校生活を送れるよう、学校・教育委員会が、警察、消防、市町村の防災担当部局等の関係機関と連携し、「危機管理マニュアル」等に基づいた校内や登下校時の安全確保に向けた取組を促進します。
- 道内において地震等による大規模災害が発生し、学校が被災した時に備え、被災した学校が早期に再開が可能になるよう、支援活動等に進んで協力する体制の構築と支援に努めます。
- 地震による人的・物的損害の発生防止のため、学校施設の耐震化や長寿命化改修による老朽化対策のほか、地域の避難所として全ての方が安心して利用できるようバリアフリー化等を促進します。

主な取組

- **体験を重視した効果的な交通安全教育と防犯教育の推進**
  - ・ 幼児期からの発達段階に応じた交通ルールや自転車の乗車等安全に関する知識・技能を身に付けさせるための体験型交通安全教育の実施
  - ・ 性被害対策を含めた不審者対応訓練など、警察や関係団体等と連携した防犯教室・防犯訓練の実施
- **家庭や地域とともに学ぶ体験的な防災教育の推進**
  - ・ 学校（幼児教育施設含む）において、家庭や地域、防災関係機関との連携による避難所設営体験や非常食調理などの体験活動を核とする「一日防災学校\*」の拡充
  - ・ 児童生徒が主体的に防災・減災について考える活動を通して防災意識の向上や学校、家庭、地域への啓発活動を行う「防災サミット\*」などの取組の推進
- **安全確保や災害対応体制の確立**
  - ・ 学校施設・設備の安全点検や対策の強化、「学校安全計画」、「危機管理マニュアル」の新たな危機への対応とPDCAサイクルによるこれまでの取組の見直しを通じた安全体制の構築
  - ・ 学校・市町村教育委員会と道路管理者、地元警察署等による合同点検の実施など「通学路交通安全プログラム\*」等に基づく効果的な取組の推進

## 関連する SDGs の目標



### ○ 被災地域の学校への支援に向けた体制の構築

- ・ 学校に避難所が開設された時の運営方法に関する教員研修の充実
- ・ 学校が被災した際の早期学校再開に関する教員研修の充実
- ・ 被災した児童生徒の心のケアに関する教員研修の充実
- ・ 研修を通じた人材育成による被災地域の学校への支援体制の構築

### ○ 公立学校施設の長寿命化や耐震化等の促進

- ・ 学校施設の長寿命化、耐震化、バリアフリー化等の促進に向けた市町村への情報提供、要請
- ・ 国に対して、支援の充実と地方負担を軽減する財源措置について要望



- ・ オンラインを活用した安全教育や防災教育の推進
- ・ オンラインシステムを活用した被災地域の学校に支援に向けた研修の充実
- ・ 「通学路交通安全プログラム」等安全確保の取組の web ページへの掲載

### 【推進指標】

指標 <例示>	現状値	目標値
防犯教室及び防犯訓練の両方を実施している学校の割合		
児童生徒 <u>徒自</u> らが積極的に学ぶ交通安全教育を行っている学校の割合		
地震に加え、地域の実態を踏まえ <u>た自</u> 然災害に応じた、避難（防災）訓練を実施している学校の割合		
地域と連携した「1日防災学校」を実施している市町村の割合（札幌市を除く）		
公立小・中学校の耐震化率		

生徒指導・学校安全課



施設課



### 担当課 HP

#### ●一日防災学校

道教委、道、市町村防災担当部局、消防等の関係機関との連携により、学校において体験型やロールプレイ型の指導方法により実施する防災に関する授業。

#### ●防災サミット

「自らの命を守り抜くために」「地域防災力の向上のために」「防災意識を高めるために」を柱として、防災・減災について考え、意識を高める取組。

#### ●通学路交通安全プログラム

各市町村が通学路の安全確保を図るため、警察・教育委員会・学校・道路管理者など関係機関が連携した定期的な通学路の点検や安全確保対策を取りまとめたもの。

施策項目 22

芸術文化活動の推進

施策の方向性 ~10年後を見据えて~

- 道内の美術館等が文化発信・交流の拠点としてネットワークでつながり、多様な鑑賞機会の拡充や教育普及活動の充実により、子どもたちの芸術に対する感性や郷土の歴史・文化に対する理解の深化、全ての道民が生涯を通じて、身近で気軽に芸術文化活動を楽しめる環境づくりに取り組みます。
- 世界文化遺産の構成・関連遺産をはじめとする地域の特色を示す文化財について、将来に向けた保存や教育的活用はもとより、北海道固有の歴史・文化の特色とその価値が国内外に発信され、地域振興や観光資源などとして活かされるよう、知事部局と連携しながら取り組みます。

主な取組

- **芸術文化に身近に接する機会の充実**
  - ・ 道立美術館等の所蔵品の活用や道内外の様々な美術館との連携による魅力ある展覧会の開催
  - ・ 道内の公立・私立美術館等と連携・協力し、「アートギャラリー北海道\*」などの取組を通じた、美術館機能の充実と地域の賑わいを創出
  - ・ 時間や居住地にとらわれることなく、興味・関心に応じた鑑賞や検索ができるよう、所蔵品データベースや作品鑑賞のオンライン・プログラムなどによる情報発信の充実
- **学校の教育活動への支援の充実**
  - ・ 所蔵品データベースなど学校の教育活動に活用できる情報の発信のほか、道立美術館等の所蔵品を活用した鑑賞機会の拡充や鑑賞学習支援ツールの提供など教育機能の充実
  - ・ 巡回小劇場の実施など学校等への舞台や芸術鑑賞を提供する機会の充実
  - ・ 中学校・高校における文化部活動の充実などを図るため、部活動指導員を派遣
- **次代につなぐ文化財保護の推進**
  - ・ 道民共有の財産である文化財を引き継ぐため、指定文化財の現状把握・適切な管理や、未指定文化財の調査・指定等を推進
  - ・ 市町村や関係団体と連携し、文化財保護強調月間\*に「見る」「学ぶ」「体験できる」取組の情報等を発信することで、文化財に親しむ環境づくりの促進や地域における保存・伝承に向けた気運を醸成
- **世界文化遺産に対する理解の促進**
  - ・ 「北海道・北東北の縄文遺跡群\*」など世界遺産について、児童生徒の理解が深まるよう、学習教材の提供や教員研修の整備など、学校の教育活動を支援
  - ・ 世界文化遺産の保存・活用に対する道民の理解形成と意識高揚を図るための普及啓発の推進



## 関連する SDGs の目標



### ○ アイヌ民俗文化財の保存・伝承活動の推進

- ・ 将来にわたり、道民がアイヌの人たちの歴史や文化について理解を深められるよう、民俗技術の調査や伝統的な風俗慣習・民俗芸能の講座の実施など保存・伝承活動を推進



- ・ 所蔵する美術品のデータベースの公開と美術作品のオンライン鑑賞
- ・ 「北海道・北東北の縄文遺跡群」等についてオンライン上で学ぶことができる学習教材の整備

### 【推進指標】

指標 <例示>	現状値	目標値
学校教育活動として美術館・博物館を活用した学校数		
各美術館・博物館のホームページの閲覧者数		
指定文化財所在市町村で北海道文化財保護 <u>強調</u> 月間に「文化財を活用した事業」を実施している市町村の割合		
「北海道・北東北の縄文遺跡群」など地域の文化財を活用した教育活動を実施した学校数		



### 担当課 HP

#### ●アートギャラリー北海道

北海道の美術館等がネットワークでつながり、双方向でアートを紹介・発信するとともに、若手作家との活動の場や機会の提供など美術館の機能を充実させることによって、「美術館を行き交う人々があふれ、北海道全体がアートの舞台となる」ことを目指す取組。

#### ●北海道文化財保護強調月間

北海道教育委員会が、道内の貴重な文化財を守り伝えるために、毎年10月8日から11月7日を「北海道文化財保護強調月間」と定めた期間。

#### ●北海道・北東北の縄文遺跡群

2021年7月、ユネスコの世界文化遺産として登録された北海道及び青森・岩手・秋田県に所在する17か所の縄文遺跡群（うち道内に6か所）。

## 11月1日は『北海道教育の日』

～道民がみんなで育てる未来の宝～



### ■「北海道教育の日」とは

家庭、学校、地域社会及び行政などが一体となって教育に関する理解と関心を高めるための様々な取組を展開することによって、道民の皆さんが子どもたちに対する教育について考え、語りあい、行動するきっかけとしていただく日です。

### ■「北海道教育の日」の制定

教育関係団体を中心に民間 35 団体により組織された「北海道教育の日」制定推進協議会が、2006(平成 18)年 11 月 1 日に「北海道教育の日」制定大会を開催し、毎年 11 月 1 日を「北海道教育の日」として制定宣言しました。

その後、「北海道教育の日」を道民運動として地域に定着した取組とするため、新たに道民運動推進協議会が設立されました。

### ■「北海道教育の日」と連動した取組

「北海道教育の日」の趣旨に適合する取組を協賛事業として位置付けて、毎年、10～11 月を「北海道教育の日協賛月間」として、「北海道教育の日」関連行事を集中的に取り組んでいます。

[北海道教育の日に関する HP]

<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ksk/seisaku/kyouikunohitoha.html>



## 制定宣言

今日の教育には、子どもたちに、時代の大きな変化の中にあっても、自ら直面する困難に立ち向かい、乗り越えていこうとする力を育てていくことが求められております。

一方、子どもたちの学力低下への懸念、道徳心や規範意識、公共心の希薄さ、家庭や地域社会の教育力の低下などが指摘されています。

もとより、教育は、人格の完成を目指すとともに、社会の形成者を育成する使命を持ち、まさに、社会の存続基盤をなすものであります。

北海道の未来を託す子どもたちが、明るく生き生きと毎日を過ごし、将来に向かって夢や目標の実現に向けて、自己を高めながら成長していくことは、私たちの願いであり、その環境を整えていくことは、私たちの責務です。

すべての道民が、教育についての理解と関心を高め、家庭、学校、地域がそれぞれの役割を担い、『北海道の子どもたちは、道民の手で育てていく』という思いをもって、語り合い、行動する契機となる日として、毎年 11 月 1 日を『北海道教育の日』とすることを、本日、ここに宣言します。

平成 18 年 11 月 1 日 「北海道教育の日」制定推進協議会